

長野県知事 様

## 令和 5 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

|   |   |  |
|---|---|--|
| 協定期間  | 令和 5 年度 から 令和 7 年度  |  |
| 会社名   | 株式会社 松興   |  |
| 住所  | 〒381-0006<br>長野県長野市大字富竹965-6  |  |
| 代表者名  | 代表取締役 松本 夏樹   |  |
| 許可番号  | 2008134418  |  |
| 積替保管施設<br>所在地<br>(施設を有する場合のみ、複数ある場合はそれぞれ記入) | 施設名   | 所在地  |
|   | なし  |  |
|   |   |  |
| 担当部署  | 総務  |  |
| 担当者名  | 下條 法子   |  |
| 連絡先   | TEL   | 026-236-9380   |
|   | FAX   | 026-236-9381   |
|   | 電子メールアドレス   | <a href="mailto:n.shimoujou@matsukou2008.co.jp">n.shimoujou@matsukou2008.co.jp</a> |
| ホームページアドレス                                  | <a href="https://www.matsukou2008.co.jp/">https://www.matsukou2008.co.jp/</a> |  |

## 1 産業廃棄物 3 R 実践方針

廃棄物収集運搬業を通じて、地域環境整備に貢献してまいります。  
 廃棄物の適正な分別・収集・運搬を心がけ、排出事業者や処分業者と連携をとり、廃棄物の抑制とリサイクル率向上のため、活動を行います。  
 なお、業務内容の透明性を図り、ホームページを見やすく分かりやすく公開して信頼の確保に努めます。  
 また、エコドライブの実施、電力消費の抑制を行い、二酸化炭素排出の低減に努め地域環境の保全を積極的に推進していきます。

2 産業廃棄物処理責任者等

| 職     | 氏 名   | 職務内容              |
|-------|-------|-------------------|
| 代表取締役 | 松本 夏樹 | 全体における総括責任者       |
| 常務取締役 | 山田 政志 | 環境管理責任者として、確認や推進  |
| 事務    | 下條 法子 | 事務として、数値の把握や教育の推進 |

\* 必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

3 産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等に関する情報公開

|   |
|---|
| <p>昨年度に引き続き、運搬車両については許可番号を明示し、社名ロゴを入れることで、当社の車両と分かりやすくしていく。車両の塗装の剥がれたものや、新規車両については、塗装を綺麗にし、整備も行う。<br/>要望などがあれば、許可証のコピーを提示する。<br/>また、当社ホームページを利用し運搬する廃棄物の種類や運搬方法を公開する。</p> |
|---|

4 積替保管施設の地域への公開（積替保管施設を有する場合のみ）

| 施設の名称   | 公開計画の有無 | 公開計画の概要又は公開計画無しの理由 |
|---------|---------|--------------------|
| 保管施設なし。 | 有・無     |                    |
|         | 有・無     |                    |

5 従業員教育（研修）計画

| 項 目     | 教育（研修）計画内容                          |
|---------|-------------------------------------|
| 社員教育    | 毎月1回の安全会議にて安全教育の他に特別教育などの勉強会を実施（内部） |
| 車両・作業免許 | 業務に必要車両や作業の免許の取得を積極的に推進（外部）         |

6 排出事業者、処分業者への協力要請

|   |
|---|
| <p>昨年度に引き続き、排出業者に対して、見積もりの段階で廃棄物の種類を明確にして分別の徹底の協力要請を行う。<br/>処分業者に対しては、契約書を取り交わし、フロー図の確認や情報の教育を図る。</p> |
|---|

## 7 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

昨年度に引き続き、運転手をはじめとする社員に不適正処理に対する注意を喚起させ、不法投棄などの適正処理と思われる廃棄物を発見した場合には、直ちに関係機関に連絡を行い、情報提供にこころがけ、原因究明に協力する。

## 8 自社処理廃棄物の管理方法

自社処理廃棄物に関しては、マニフェストに準じた廃棄物管理票を作成し、処理量や最終処分の確認を行う。

## 9 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項（例：運行管理など）

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

エコドライブや事故防止の実施を円滑にするため、ドライブレコーダーを導入し、社員教育を徹底する。  
用紙削減かつ業務効率化を図るべく、電子委託契約書の導入を検討中。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等